

第 3 1 期東京都青少年問題協議会緊急答申抜粋

2 技術的対応

(1) 健全育成条例改正によるネット上の有害な働きかけ等対策を目的とするアプリケーション等の推奨対象への追加

青少年の判断能力の形成途上の状態を補完するものとして、民間において、インターネット上の有害な働きかけ等から青少年を守るために有益なアプリケーション等が開発され、広く青少年に利用してもらえることが望ましい。

例えば、青少年が利用している SNS 等のサービスにおいて、青少年へ特定の働きかけがあった場合に、保護者に知らせたり、相手方に警告を行ったりするアプリケーションや、青少年による性的画像の送信前に当該青少年へ注意喚起を行うアプリケーション等が想定される（ただし、このようなアプリケーションについては、セキュリティの確保及び子どもの人権にも配慮した仕組みでなければならない。）。

そこで、現行の健全育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報を入手することを予防することに配慮した携帯電話端末及びアプリケーション等を推奨対象としているが、青少年の健全な判断能力が形成途上であることに起因して青少年の福祉が阻害されないために有益なアプリケーション等を推奨対象に加えることができるよう規定を整備すべきである。そのようなアプリケーション等を推奨することにより、より多くの青少年にそのアプリケーション等を利用してもらえれば、被害の未然防止に資するとともに、民間における有益なアプリケーションの開発も促される。

(2) 都がアプリケーション等を推奨した後の積極的な広報

都がアプリケーション等を推奨した後、推奨の効果を上げるためには、本アプリケーション等をより多くの青少年に利用してもらうことが必要である。

そこで、青少年に推奨の事実を知ってもらうのみならず、広く保護者にもそのアプリケーション等の有用性を理解し、子供とその利用について話し合いを持ってもらうためにも、アプリケーション等を推奨した後の広報についても一層の強化を図るべきである。